

岩手県告示第416号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、平成25年度において岩手県が発注する建設工事の請負契約（地方公営企業に係る契約を除く。）に係る競争入札のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札（以下「特定調達契約に係る一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等を次のとおり定めた。

平成25年5月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 建設工事の種類

- (1) 土木一式工事
- (2) 建築一式工事
- (3) 電気工事
- (4) 管工事
- (5) 鋼構造物工事
- (6) ほ装工事
- (7) 機械器具設置工事
- (8) 水道施設工事

2 特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第2項に規定する経営事項審査の結果に係る総合評定値が、次の表の左欄に掲げる建設工事の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる点数以上であること。

建設工事の種類	総合評定値
土木一式工事	850点
建築一式工事	800点
電気工事	800点
管工事	750点
鋼構造物工事	800点
ほ装工事	800点
機械器具設置工事	1,300点
水道施設工事	1,300点

3 資格審査の申請の方法

(1) 申請に必要な書類

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 添付書類

(ア) 営業所一覧表

(イ) 申請をする日の直前に受けた建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定する通知書の写し

(ウ) 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しない旨の誓約書

(2) 一般競争入札参加資格審査申請書及び添付書類（以下「申請書類」という。）の作成に用いる言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(3) 申請書類の交付場所及び提出場所並びに問合せ先 郵便番号020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県県土整備部建設技術振興課建設業振興担当 電話番号019-629-5942（申請書類は、原則として岩手県県土整備部建設技術振興課のホームページに掲載したものをダウンロードすることにより交付する。）

(4) 申請書類の提出方法 (3)の提出場所に直接持参又は郵送すること。